

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

所沢地域づくり協議会

所沢市監査委員



所 監 第 5 8 号

令和5年1月31日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所沢市議会議長 大 石 健 一 様

所沢市監査委員 渡 邊 豪

同 三 上 昌 美

同 杉 田 忠 彦

同 石 本 亮 三

財政援助団体等監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を
所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、
その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象団体及び所管部署

- 1 対象団体 所沢地域づくり協議会
- 2 所管部署 市民部所沢まちづくりセンター

第3 監査の目的

補助金、交付金、負担金等を交付している団体について、出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを監査する。併せて所管部署の当該団体に対する指導、監督が適切に行われているかについても監査する。

第4 監査の主な着眼点

1 団体

- (1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (2) 補助金等に係る収支の会計経理は適正になされているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項。

2 所管部署

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項。

第5 監査の範囲及び対象事項

令和3年度及び令和4年11月24日までの出納及びその他の事

務の執行

第6 監査の期間

令和4年9月30日から令和5年1月31日まで

第7 監査の実施内容

監査の着眼点等について、試査又は精査による監査を実施した。

また、団体及び所管部署に対し提出を求めた資料と書類・諸帳票等を主体として照合し、疑問点等を団体及び所管部署に確認するとともに、令和4年11月24日に関係職員から説明聴取を行った。

第8 監査の結果

監査の対象となった出納及びその他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

また、所管部署の当該団体に対する指導、監督も適切に行われているものと認められた。

なお、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

1 要望事項

(1) 円滑な協議会活動について

地域づくり協議会活動支援交付金は、地域づくり協議会が活動するための原資であるが、交付申請に当たっては、協議会総会での事業計画承認が必要であるため、交付されるまでの間、経費に苦慮している状況が見られた。

こうした状況を解消するため、今後協議会活動に支障の出ない方法について検討されたい。

〔所沢まちづくりセンター〕

交付団体の概要等

1 団体の概要

(1) 名称及び代表者

所沢地域づくり協議会

会長 鹿島 孝彦

(2) 所在地

所沢市元町27番5号

(3) 設立年月日

令和元年6月29日

(4) 設立目的

所沢地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、もって地域の文化・福祉の向上と豊かで安心して住める地域づくりに寄与することを目的とする。

2 交付金の内容

(1) 名称

所沢市地域づくり協議会活動支援交付金

(2) 交付目的

地域住民の自主的な活動を通じ、人と人との絆を大切にし、互いに支え合い助け合う、安心して安全な住みよい地域の実現を図るため、地域づくり協議会の運営及び活動事業に対して交付金を交付する。

(3) 交付金額

令和3年度 1,200,000円

令和4年度 1,200,000円

(4) 対象事業

地域づくり協議会が実施する地域づくりに要する事業